地平線

全日本港湾労働組合
関西地方建設支部機関誌

2022年6月29日　375号

全日本港湾労働組合関西地方建設支部

〒552-0021
大阪府大阪市港区築港 1-12-27
電話 06-6572-2105 / FAX 06-6574-5648
kensetsu @ crux. ocn. ne. jp

梅雨がいつもより一か月早く明け、３０度を超す猛暑が向こう二か月続きます 熱中症とオミクロン変異株ウイルスに注意して 夏を乗り切り共に秋をつかみましょう！

去る６月６日に夏季一時金はじめ職場要求を経営側に提出し、各分会での団体交渉が始まりました。夏季一時金は昨年を下回らない額を要求として提出しました。

６／１５の宝塚分会での妥結をはじめとして昨年並みの内容での妥結になっています。

樋口商店分会などこれから団体交渉の分会も有りますが、支部の力を結集して継続して夏季一時金闘争を闘っていきます。

経済状況は、電気・ガスの光熱費、ガソリンなどをはじめ食料品は全て値上がりが続いています。これからも第二弾、第三弾と夏、秋と値上げが続く状況です。

不景気の中のインフレで「スタグフレーション」と言われる経済的日常に突入してきています。それは、世界的な広がりと構造的ものがあり、一ドル１３０円代に円が安くなり、そのため輸入する場合は必然的に物価が高くなる経済構造に日本があります。

アメリカは１０％のインフレで、それを抑えるため金利を上げて経済を冷やそうと動いていますが、日本はゼロ金利に金縛りで動きが取れず円安は続きそうです。

政治では、２／２４にロシアのウクライナ侵攻が始まり、世界的な小麦はじめの食糧危機と石油、天然ガス、石炭などのエネルギー危機が日本をも巻き込み世界的に起こってきています。

第三次世界大戦が起こっているという人も出てきています。ロシアを包囲しＮＡＴＯ軍事同盟で抑え込もうとする米英・欧（ＥＵ）日勢力と中露・イラン・北朝鮮などの勢力そしてインド・インドネシア・中南米アフリカなどの中立第三勢力に世界が三つに分かれてきています。アメリカが旧来の力を落とし中国が科学力・経済力をつけ、なによりも中立・第三勢力が存在感と力を付けてきて世界は大きく変化しています。

ウクライナ戦争では宇宙までもが戦争にまきこまれています。人工衛星からの写真やＧＰＳが戦争の道具や武器になっています。平和な宇宙、平和利用の宇宙が殺されかけてきて非常に寂しい話です。

日本の探査衛星はやぶさ２が小惑星りゅうぐうから持ち帰った５グラム程の砂の分析からタンパク質の元である２３種のアミノ酸が見つかりました。また、水分があったことも報告されています。
宇宙・地球・社会・人間・ウイルスを貫く物質の流れが証明されつつあります。わたしたちはどこから来たか？との問や、ノーベル物理学賞をとった益川敏英さんが「人間は星屑から生まれてきた」というはなしが少しづつ動き始めています。

日本では７／１０に第２６回参議院選挙です。６／２２に公示され、既に期日前投票も始まっていて、投票を済ませた人も多くなっています。
経営・資本家側の自民党など与党ではなく、働く人々、労働者民衆の立場で活動する野党を応援していきましょう。野党共闘がうまく機能せずバラバラな弱点もありますが、各自、政党、人物をよく見てよく検討されて棄権せず投票するようにしてください。
政治の活動は何年かに一回の選挙の投票だけでなく、日々起こる政治的現実をよく見て判断し行動することが力になります。なかなか身に馴染みにくい動きですが、選挙の政治だけに終わらせず、労苦の多い仕事や家庭を含む日常生活の中で、政治を意識し実現していきましょう。
政治は選挙として一つの節目を作りますが、ことの問題は深く深刻で、全ての力の源泉がどこにあるのか？なども探りつかみながら生命を使っていく日々を生き抜いていきましょう。

建設支部ＨＰ

今後の予定

7/ 1（金）	15：00	地本選管
7/ 4（月）	10：30	建退共総会（西成センター）
	18：30	支部執行委員会
7/ 5（火）	9：30	地本執行委員会
7/ 7（木）	15：30	太平執行委員会
7/11（月）	9：30	地本労職対
7/14（木）	15：30	日朝日韓連帯・ヨンデネット
7/19（火）	18：00	弁護士相談会
8/ 1（月）	18：30	入れ墨裁判・総括会議
8/ 8（月）	18：30	支部執行委員会（予）
8/30（火）	9：10	関西地本第７７回大会（第１センター）
8/31（水）	9：10	同上

非正規労働者権利確立に向け大きく前進

、

なかまユニオンの闘い

東リ伊丹工場偽装請負事件、最高裁で完全勝利

労働者主張通り

建材大手メーカー「東リ」で働く5名の非正規労働者が直接雇用を認めさせる裁判を闘い、6月7日最高裁が東リの上告棄却をもって労働者勝利で決着しました。
長い人で20年以上「請負会社」に所属し、東リ伊丹工場で東リ社員と混然一体となって勤務してきた5名の労働者が2017年3月、労働者派遣法の「みなし申込制度」(注)を行使し闘いを開始しました。直後に5名のみを工場から排除する攻撃を受けながら、2020年大阪高裁で勝利判決を勝ち取り、最高裁の上告棄却、高裁判決確定で東リが直接雇用して伊丹工場に戻る道が開けました。みなし申込制度を行使し裁判で直接雇用を実現した初めての闘いです。

「偽装請負」認定

5人は早い人で20年以上前に「請負会社」に雇用されその日から東リ伊丹工場の生産ラインに入り、東リの本工従業員と一体となり指揮命令を受けながら就労してきました。裁判では、この労働者派遣の就労形態が「偽装請負」にあたり派遣法違反と認められました。大阪高裁は厚生労働省が作成した「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」を参照判断し、東リが日常的かつ継続的に5名に対し指示や労働時間の管理等をする偽装請負を行っていたと認定しました。この認定は請負事業者が独立性専門性を備えているといえるか厳格に判断した画期的な認定といえます。偽装請負と認定する明確な基準を示した、みなし申込制度の裁判での重要な前進の第一点目です。

東リ違法意図も認定

みなし申込制度は、就労形態が「偽装請負」であったとの認定だけでは足りず、派遣先（東リ）が違法に5人を受け入れる目的を有していたことが成立の要件でした。この点でも「日常的かつ継続的に偽装請負の状態を続けていたことが認められる場合は特段の事情のない限り・・・偽装請負の状態にあることを認識しながら、組織的に偽装請負の目的で当該役務の提供を受けていたものと推認する」という基準を示し、東リの違法性を明確に指摘しました。みなし申込制度では、企業が派遣法の規定を免れる目的を有していた、という「主観的要件」の証明が厚い壁となっていたのですが、初めて企業の法違反意思を判断する客観的条件を示した、重要な前進の第二点目です。

４年余りの苦闘実る

5名の労働者は早い人で1999年ころから「請負会社」従業員として東リ伊丹工場に就労し「みなし申込制度」のスタートした2015年労働組合を結成しました。2017年3月に東リは「請負会社」との契約を業務請負から

派遣契約に変更を図り、3月末には東リが「請負会社」との契約を解除、4月に別の派遣会社導入、旧「請負会社」の従業員を組合から脱退させ移籍させました。ところがその直前3月21日に上記みなし申込を受諾する旨の通知を東リに発した組合員のみを移籍させず工場から排除しました。まことに露骨、不当な、東リによる組合つぶし、雇用責任の追及から逃れようとする卑劣な攻撃です。
そこから4年余り、「5人が東リとの労働契約の関係にあること」と「東リは2017年4月から判決確定までの賃金を支払え」という完全な勝利判決を勝ち取り、不安定な非正規労働者の雇用の安定を保障するまことに大きな前進でした。

東リの闘いに続いて

全港湾では阪神支部と名古屋支部の分会が東リと同様のみなし申込制度で争議中です
東リでの勝利は建設支部結成直後から激しく闘った公共自治体等発注者の雇用責任追及とも一直線に結びつく闘いの成果です。

<u>（注）みなし申込制度とは</u>

違法に派遣労働者を受け入れた場合、受け入れ会社が労働者に直接の労働契約を申し込んだとみなす制度。労働者が申し込み承諾の意思を示すと直接の労働契約が成立する。
5名を「請負会社」を通じて伊丹工場に就労させていたことが「偽装請負」にあたり東リの派遣法違反となり、東リが5名に直接の労働契約を申し込んだとみなされ、5名が申し込みを承諾した17年3月の通知をもって、5名と東リの直接労働契約が成立した。

（参考）東リ弁護団の見解
偽装請負に該当するか否かの判断にあたっては、労働者派遣が労務提供を目的とした契約でなく請負事業者して独立性専門性を備えているといえるかという点を厳格に判断し、厚労省が作成した「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(37号告示）を参照して判断し、東リが、日常的かつ継続的に、原告らに対し、伊丹工場の他工程の従業員らと同様に指示や労働時間の管理等をする偽装請負をおこなっていたと認定した。
また、派遣先に派遣法等の規定（規制）の適用を免れる目的があったか否かの判断にあたっては、「日常的かつ継続的に偽装請負等の状態を続けていたことが認められる場合には、特段の事情がない限り、労働者派遣の役務の提供を受けている法人の代表者又は当該労働者派遣の役務に関する契約の契約締結権限を有する者は、偽装請負等の状態にあることを認識しながら、組織的に偽装請負等の目的で当該役務の提供を受けていたものと推認する」という基準を示し、主観的要件（派遣先の「派遣法等の規定～を免れる目的」）は客観的事情から認定されることを示した。
大阪高裁の判断は、違法派遣、とりわけ労働者派遣の実態があるにも拘らず請負その他労働者派遣以外の名目で就労をさせて雇用責任を潜脱する事業者の責任を見逃さず、派遣法第４０条の６の趣旨である労働者の雇用の安定を保障する積極的なものであった。